

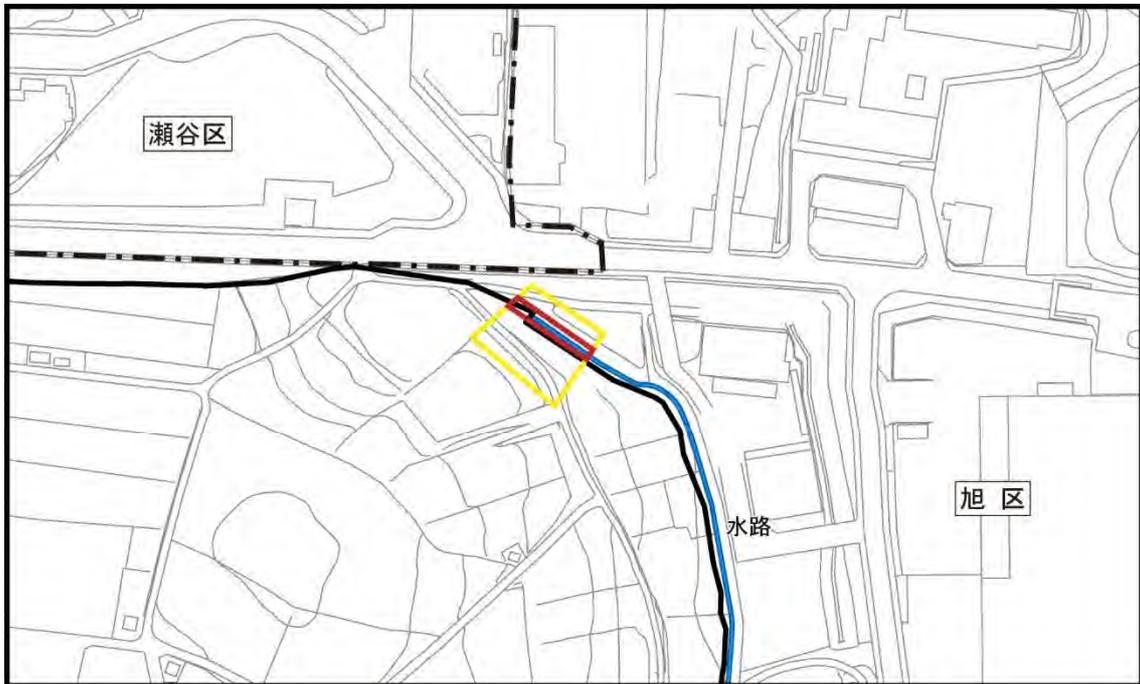
9.8 地盤

9.8.1 調査結果の概要

(1) 調査結果

対象事業実施区域北東側において、区域内に1箇所（上川井町6-6）、その直近に1箇所（上川井町6-5）、土砂災害警戒区域が指定されています。

これら2箇所における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、図9.8-1に示すとおりです。



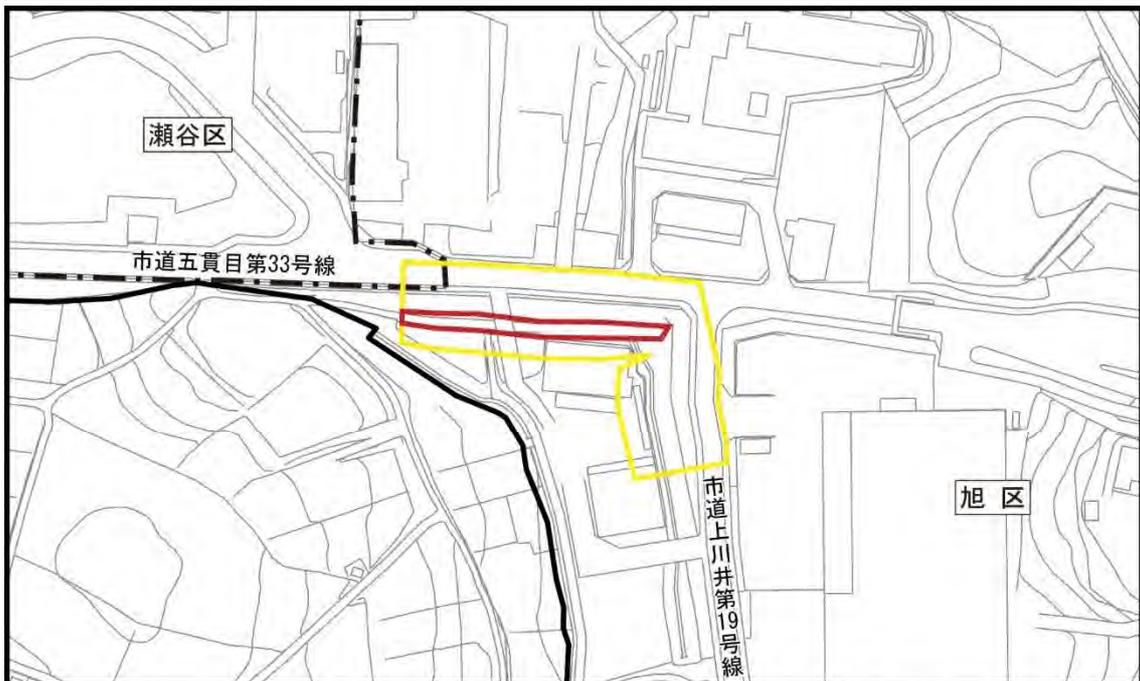
凡例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害警戒区域
- 区界
- 土砂災害特別警戒区域



1:2,500

0 15 30 60m



凡例

- 対象事業実施区域
- 土砂災害警戒区域
- 区界
- 土砂災害特別警戒区域



1:2,500

0 15 30 60m

資料：「土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）」（神奈川県資料）

図 9.8-1 対象事業実施区域及びその直近における土砂災害警戒区域等の指定状況

9.8.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測結果

土砂災害特別警戒区域における対策の内容は、表 9.8-1 に示すとおりです。

表 9.8-1 土砂災害特別警戒区域における対策の内容

予測地域	予測地点	対策の内容
土砂災害特別警戒区域	No.1 (上川井町 6-6)	造成工事 (地盤改良工、切盛土工等) の中で対策を実施し、土砂災害の発生を防止します。
	No.2 (上川井町 6-5)	変更する計画はありません。

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」(昭和 36 年 11 月法律第 191 号)、「宅地防災マニュアル」(国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5 m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施するため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、実施します。

したがって、対象事業実施区域における土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施することにより、この土砂災害特別警戒区域の指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。

(2) 環境保全措置の検討

表 9.8-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.8-2 環境保全措置の実施の内容 (地盤)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の効果			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在 (土地の変更)	地盤の安定性への影響	適切な斜面・擁壁の角度の維持	「宅地造成等規制法」(昭和 36 年 11 月法律第 191 号)、「宅地防災マニュアル」(国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれます。	低減	事業者	小さい	なし
			土砂災害特別警戒区域への適切な対応	より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されます。	低減	事業者	小さい	なし

(3) 評価

① 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

本事業では、「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)、「宅地防災マニュアル」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度30度未満、傾斜地の高さ5m未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、工事实施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施することから、現状と比べて地盤の安定性は低減されると予測します。

適切な斜面・擁壁の角度の維持、土砂災害特別警戒区域への適切な対応といった環境保全措置を講じることから、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り環境影響の低減が図られると評価します。